

**「令和 8 年度大阪府持続可能な観光の実現に向けた調査業務」に係る
企画提案公募に関する質問及び回答**

No	資料頁	質問	回答
1	公募要領 P.6	応募資料の提出については対面での提出のみと認識しておりますが、その後に実施予定のプレゼンテーションにつきましても、対面開催のみとなりますでしょうか。関係者の都合により遠方からの参加となる可能性もあるため、オンラインでの参加可否についてご教示いただけますと幸いです。	プレゼンテーション審査については、審査における公平性及び円滑な運営の確保を図る観点から、オンラインによる参加は認めておりません。
2	公募要領 P.2	（公募参加資格について） 大阪府の入札参加資格は不要と理解しておりますが、齟齬はございませんでしょうか。 ※弊社は貴府の入札参加資格を保有しておりますが、そちらのご提出は不要で、様式 9 の誓約書（公募要領の「3.公募参加資格」(1)～(9)をすべて満たしているかどうか）のご提出ができればよいと理解しております。	公募の参加にあたり、入札参加資格の有無は問いません。
3	仕様書 P.6	（再委託について） 仕様書項番 9 に記載されております「イ 契約金額の相当部分を再委託すること」につきまして、基準となる割合はございますでしょうか。 ※例えば、「入札金額の 5 割以上」など。	契約金額の相当部分とは、契約金額総額の 50%を超える場合をいいます。再委託は原則禁止としており、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合、大阪府と協議し、承認を得た上で、再委託により実施することができます。効率的な業務執行を図るため、やむを得ない場合に限り認めるものであり、契約金額の相当部分に限らず、その内容で判断します。
4	公募要領 P.8	（契約手続きについて） 公募要領項番 8 の(2)に「精算払い」との記載がございますが、再委託先の事業分につきましては、下記の理解でよろしいでしょうか。 ・受託者からの発注書、再委託先からの請求書をご提出 ・経費や詳細な人件費（単価基準表や稼働日数、時間など）のご提出は不要	契約金額の支払いにかかる再委託先の事業費等については、受託事業者からの発注書及び再委託先からの請求書等をご提出いただくことで確認します。ただし、精算内容の確認にあたり、必要と認める場合は、経費内訳や人件費の算出根拠等の関係資料の提出をお願いする場合があります。